

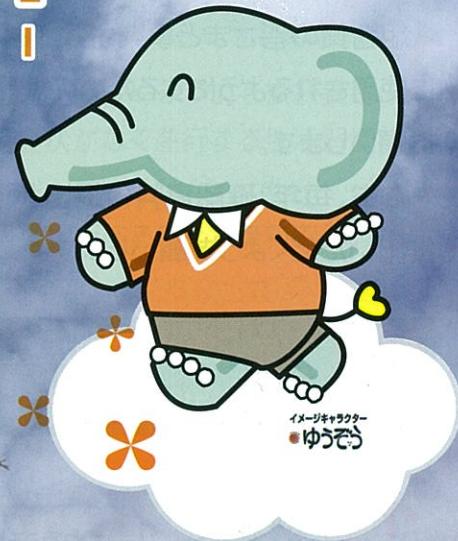
**保 存 版** ご家庭へお持ち帰りください。

# ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No. 440

平成24年9月20日発行



イメージキャラクター  
ゆうぞう

掲載記事の詳細については、ホームページをご覧になるか、センターへご照会ください。  
(電話番号等は最終ページに記載しています)

- お子様が生まれたときや被扶養者の方が就職したときなどは、勤務先への届出とは別に、共済センターへ30日以内に被扶養者申告書を提出してください。
  - ご本人が退職したときや被扶養者の方の資格がなくなったときは、速やかに組合員証又は被扶養者証を共済センターに返却してください。

## INDEX

- ① 被扶養者の資格確認を実施します ..... P 2
  - ② 被扶養者の要件を欠いた場合は、すぐに手続を！ ..... P 4
  - ③ 無効になった組合員証を返却されていますか？ ..... P 6
  - ④ 9月に標準報酬の定時決定が行われます ..... P 7
  - ⑤ 医療機関の窓口での自己負担額が  
変更になる場合があります！ ..... P 7
  - ⑥ 平成24年9月から長期掛金率が変わります ..... P 8
  - ⑦ 「医療費のお知らせ」を送付します ..... P 8
  - ⑧ 地方自治体医療費助成を受けている方は  
届出をお願いします！ ..... P 9
  - ⑨ ジェネリック医薬品の利用をお願いします ..... P 10
  - ⑩ メタボ健診が無料で受けられます！ ..... P 11
  - ⑪ 住宅貸付金の年末残高等証明書をお届けします ..... P 12

リニューアルして  
ますます便利に  
なりました!

# 日本郵政共済組合 ホームページ

これからも、皆様の「こんなとき、どうする?」に応えます!!

URLはそのまま… <http://www.yuseikyosai.or.jp>

# 被扶養者の資格確認を実施します

共済センターでは、法令に基づき、「被扶養者の資格確認」を実施します。

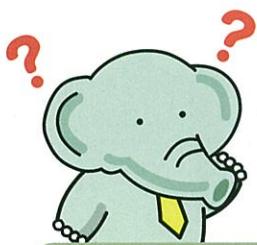
組合員の皆さまと事業主からお預りした大切な掛け金と負担金が、適正に使用されるようにするための確認ですので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、毎年、確認資料の提出が遅れる方がいますが、必ず期限までに提出いただくようお願いします。



## 注意

万一、必要な書類が提出されなかった場合は現在お持ちの被扶養者証が無効となる場合がありますので、提出期限を遵守していただきますよう重ねてお願いします。



## 対象者は誰なの?

日本郵政共済組合の被扶養者の認定を受けている組合員です。

## 被扶養者の認定を受けている組合員は全員が何かしなければいけないの?

手続が必要な方のみ「共済組合員調書」を送付します。組合員調書が送付されない方は、手続不要です。

### 手続が必要な方

#### 扶養手当の支給対象となっていない被扶養者が1名以上いる組合員

10月上旬頃に「共済組合員調書」を送付しますので、必要事項を記載の上、確認資料を添付し、10月末日(消印有効)までに提出していただきます。

### 手続が不要の方

#### 被扶養者が全員扶養手当の支給対象となっている組合員

各社から提供されるデータを用いて資格確認を行いますので、該当の皆さまの手続は不要です。

## 資格確認の結果は通知されるの?

被扶養者の資格確認ができた場合は通知いたしません。

「被扶養者の資格確認」は、**被扶養者の要件を満たしていることを証明する**資料を「共済組合員調書」に添付して組合員自ら申告していただくものです。

資料を揃えた結果、**被扶養者の要件を欠いている場合は「認定取消」の手続が必要となります**ので、速やかに認定取消しの申告をしてください。

なお、引き続き認定が可能な場合は、その結果は通知しませんが、資格確認のための資料が不足している場合には「不備通知」を、期限までに提出がない場合は「督促通知」を共済センターからお送りすることになります。

《被扶養者・任継担当》

(例)「共済組合員調書」に必要事項を記入したもの

「共済組合員調書」を見てみよう!  
どんな事例が見えてくるかな?



- ② 別居の場合は生計維持(仕送り等)をしている証明資料が必要です。  
※ 手渡しでは、生計維持をしている証明をすることができないので、必ず口座の写しや学費・光熱費の領収書等が必要です。

送金額のめやす

- ア 被扶養者の収入が0円の場合  
→ 5万円×12か月=60万円以上  
イ 被扶養者に収入がある場合  
→ 被扶養者の年間収入より組合員からの送金額が多いこと。

- ① 扶養手当の支給対象となっている場合は確認資料は不要です。

共 濟 組 合 員 調 書										
平成24年9月1日現在										
フリガナ 被扶養者の氏名	性別	続柄	生年月日	本年10月1日現在	職業 (有・無)	年間収入推定額	同居・別居の区分	扶養手当受給の有無	備考	
ヨウセイ ハナコ					有・無	0	同居	別居	有	確認資料不要
郵政 花子	女	妻	昭和48.3.31	39	有・無	20万円	同居	別居	無	
ヨウセイ ヨシエ					大学院生 アルバイト	150万円	同居	別居	無	
郵政 好江	女	子	平成1.6.14	23	有・無	190万円	同居	別居	無	
ヨウセイ ツトム					会社員	190万円	同居	別居	無	
郵政 務	男	子	平成3.2.8	21	有・無		同居	別居	無	
ヨウセイ ハナエ					遺族年金 個人年金		同居	別居	無	
郵政 華絵	女	母	昭和27.1.1	60	有・無		同居	別居	無	

- ③ パートやアルバイトの場合は、その旨職業欄に記入してください。

※ 年間の収入額は130万円以内でも、月額108,334円以上の収入が常態的に引き続く場合は取消しが必要です。

- ④ 収入限度額(年額130万円)以上であれば認定取消しが必要です。

※ 就職後、収入限度額に満たない場合でも、他の健康保険に加入した場合は取消しが必要です。  
※ 採用時の雇用条件で、月額108,334円以上(130万円÷12か月)の収入が見込まれる場合は、採用日で取消しが必要です。

- ⑤ 障害年金受給者又は60歳以上の年金受給者は、収入限度額(年額180万円)以上であれば認定取消しが必要です。

※ 非課税の年金(遺族・障害)や個人年金支給額も収入に含まれます。

資格確認に関する事例

認定取消しの手続が必要な事例

- 具体的な記入例や添付書類は、「共済組合員調書」に同封してお送りする「被扶養者資格確認のてびき」をご覧ください。
- 被扶養者の認定取消しをする場合は、「被扶養者申告書」に確認資料を添えて共済センター(被扶養者・任継担当)へ直接送付してください。  
→ 認定取消しに関しては、4ページ「被扶養者の要件を欠いた場合は、すぐに手続を!」をご覧ください。

# 被扶養者の要件を欠いた場合は、すぐに手続を！

被扶養者としての要件を欠いた場合は、**すぐに認定取消しの手続を行ってください。**

なお、会社から支給される扶養手当について、収入限度額（年間134万円）超過等により扶養親族の要件を欠くこととなった場合は、原則、日本郵政共済組合の被扶養者の認定取消しが必要になります。

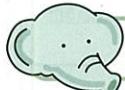
扶養親族の認定取消し手続を行ったときは、別に共済センターに対し被扶養者の認定取消しの手続を忘れずに行ってください。

**⚠ 共済組合における収入限度額は次のとおりです。**

**年額130万円（月額 108,334円以上、日額 3,612円以上）**

- ※ 障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は年額180万円（月額 150,000円以上、日額 5,000円以上）
- ※ 年額とは向こう1年間の収入推計額であり、暦年（1月から12月まで）の累計ではありません。  
なお、採用時の雇用契約条件により収入限度額（年額、月額、日額いずれか）を超えることが見込まれる場合は、採用日から認定取消しとなります。

この手続を怠っていると、後に、要件を欠くに至った日まで遡って認定取消しを行うこととなり、それまでに共済組合の「被扶養者証」を使用して受診した医療費等を返還いただくこととなります。この手続が遅れたことにより、返還額が高額となるケースが発生しています。



**扶養手当が取消しになったら必ず共済組合の被扶養者も「認定取消し」が必要ですか？**

例えば、子どもの場合、扶養手当は22歳到達後の3月で支給が終了となります。就学中や収入が限度額内である等の理由により生計の過半を組合員が負担している場合は、共済組合の被扶養者の認定は継続が可能です。

また、60歳以上で公的年金を受給している場合の収入限度額は180万円であることなど、扶養手当とは基準が異なる点に注意が必要です。



**被扶養者の認定取消しに必要な書類は何ですか？**

必要書類は次の3種類です。

- 「被扶養者申告書」
- 確認書類（次ページの「取消理由別確認事項及び確認資料一覧表」を参照してください。）
- 共済組合組合員被扶養者証（保険証）

なお、提出された書類のみで取消日が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。



**書類の送り先はどこですか？**

〒330-0081埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター（被扶養者・任継担当）あてに送付してください。

※ 資格確認事務の送付先は上記と異なりますが、それ以外の認定取消書類の送付先は変わりません。



**認定取消しの手続に、なぜたくさんの書類を送らなくてはいけないんですか？**

組合員の皆さんと事業主の会社からお預りした大切な掛金と負担金が適正に使用されるため、厳正な審査を行う必要があるからです。

被扶養者にかかる届出は法令で義務付けられていますので、皆さまのご理解をお願いいたします。

## (参考)取消理由別確認事項及び確認資料一覧表

※ 資格喪失証明書の発行が必要な場合は、「**証明書発行申請書**」を添付してください。

※ 審査の過程において下記に示す必要書類のほか追加書類を求めることがあります。

取消理由	取消日	確認事項	確認書類(送付するものはコピーでも可。)
就職(注1)	就職した日	就職した日	辞令 又は 健康保険証(資格取得日が採用日となっているもの)
他の社会保険に加入	他の社会保険に加入了日	他の社会保険に加入了日	健康保険証
<b>収入増加</b>			
(1)賃金や勤務日数など雇用条件の変更があったとき	雇用条件が変更された日	雇用条件変更日、雇用単価、時間数など	雇用条件変更の通知書 又は 様式「給与等証明書」
(2)繁忙等により実情として勤務時間数が増加したことによる給与の増額	給与が増額となった日	給与の増加した時期、給与支給額	給与証明書 又は 様式「給与等証明書」 ※いずれも、連続する3か月の平均額が最初に108,334円以上となった月を含む年の前年から直近までの給与支給額(通勤費・賞与含む。)について証明を受けてください。
(3)歩合制の給与のためが増えた	向こう1年の収入が130万円以上と推計される給料日	月々の給与、給与支給日	給与証明書 又は 様式「給与等証明書」 ※いずれも、連続する3か月の平均額が最初に108,334円以上となった月を含む年の前年から直近までの給与支給額(通勤費・賞与含む。)について証明を受けてください。
(4)収入の時期が一定でない職種(農業等)に従事していて、前年の収入が130万円以上のとき	確定申告を行った日	前年の収入、収入を得るための経費	直近の確定申告書及び収支内訳書
<b>開業</b>			
(1)開業と同時に130万円以上の収入が見込まれる場合	開業した日	開業した日	開業届
(2)開業届提出日以降期間を置いて収入が開始した場合	開店(開設)した日	開店(開設)した日、収入額	開店日が明記された広告(チラシ)、契約書等
(3)開業後、収入に変動がある場合	確定申告を行った日	前年の収入、収入を得るための経費	直近の確定申告書及び収支内訳書
公的年金の受給開始	年金通知書を受け取った日	受給開始日、年金額	年金決定通知書 又は 年金証書及び初回年金額の振込通知書
<b>公的年金の増額改定</b>			
(1)さかのぼり支給開始又は増額改定された	年金通知書を受け取った日	改定日、改定前後の年金額	年金増額改定通知書及び年金証書
(2)改定通知を受けた後、増額改定された	増額の月の初日	改定日、改定前後の年金額	年金増額改定通知書及び年金証書
個人年金等 (公的年金以外の年金の受給開始)	受給開始日	受給開始日 年金額	年金証書 又は 初回年金額の振込通知書
雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日(日額3,612円未満は除く)	雇用保険受給開始日	雇用保険受給資格者証(全てのページ) ※受給金額及び受給開始日が明記されていること
<b>扶養替</b>			
(1)夫婦の収入が逆転したことによる扶養替	扶養替の手続きが整った日	組合員及び共同扶養者の収入	組合員及び共同扶養者の収入を証明するもの(同月の給与明細書等) 扶養替する日付を記載した事実申立書
(2)離婚による扶養替	離婚した日		戸籍(除籍)謄本(離婚の事実がわかるもの)
	離婚した日の翌日	離婚した日以前から別居していた場合	戸籍(除籍)謄本(離婚の事実がわかるもの) 住民票又は住民票除票(別居した日が分かるもの) 生計維持状況を記載した事実申立書 直近1年間の送金の事実がわかる通帳写し(現金の手渡しによる生計維持は認められません)
離婚	離婚した日の翌日	離婚した日	離婚の事実と離婚が成立した日のわかるもの (市区町村発行の離婚届受理証明書又は戸籍謄本等)
別居	別居した日の翌日	別居した日	住民票 又は 住民票除票(別居した日がわかるもの)
<b>自立</b>			
(1)同居の場合		前年及び届出日の直近までの収入	所得証明書及び給与等証明書(取り消す被扶養者の収入が確認できるもの) 扶養関係を解消する事由・日付を記載した事実申立書
(2)別居の場合	扶養関係が解消された日	前年及び届出日の直近までの収入、送金停止までの過去1年分の送金	所得証明書及び給与等証明書(取り消す被扶養者の収入が確認できるもの) 扶養関係を解消する事由・日付を記載した事実申立書 直近1年間の送金の事実がわかる通帳写し (現金の手渡しによる生計維持は認められません)
後期高齢者医療制度加入	後期高齢者医療制度に加入了日	同居、別居の別、別居の場合は被扶養者の現住所	後期高齢者医療受給者証 ※満75歳の場合は資料の添付は不要です。
養子縁組	除籍された日の翌日	除籍された日	除籍謄本
結婚	結婚した日	結婚した日	市区町村発行の婚姻届受理証明書等
死亡(注2)	死亡した日の翌日	死亡した日	死亡診断書、死体検査書 又は 埋火葬許可証のうちいずれか1つ
<b>遺産相続</b>			
(1)遺産分割協議書が作成された後に振込を受けたとき	遺産分割協議書が作成された日	遺産分割協議書が作成された日、収入額	遺産分割協議書及び収入額の明細
(2)遺産分割協議書作成前に振込を受けたとき(又は協議が行われなかつたとき)	振込を受けた日	振込日、収入額	振込日及び収入額の分かる通知書(振込通知書等)
(3)不動産等の名義変更が行われた後に振込を受けた時	名義変更の届出日	名義変更日、収入額	名義変更届の写し及び収入額の明細

注1:交通費を含む雇用条件が、月額108,334円以上の収入があるパート、アルバイト等を含みます。

注2:配偶者を死亡により取消申請する場合は、「国民年金第3号該当届」を併せて提出してください。

(任意継続組合員の場合は除く。)

# 無効になった組合員証を返却されていますか？

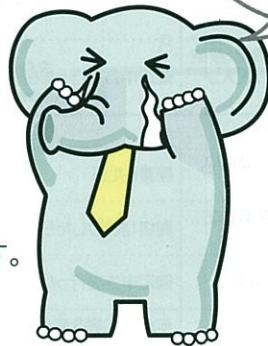
## よくある事例①

資格喪失日(退職日の翌日)以降に、組合員証を病院等で使用し医療費を返還請求されるケースが多発しています。

返却しないことによるリスクを回避するためにも、資格喪失後の組合員証は速やかに共済センターへ返却してください。

### 【返却しないことにより考えられるリスク】

- ① 紛失によるリスク……………個人情報の流出、  
本人確認書類としての悪用等
  - ② 自己処理(裁断等)によるリスク……返却が記録されず  
不正使用される危険性があります。
- ⇒ 無用のトラブルに巻き込まれるのを防ぐ必要があります!

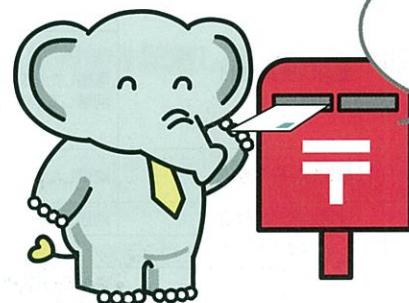


## よくある事例②

勤務先に組合員証を返却し、勤務先から共済センターへ提出されていないため、返却が記録されず督促等が発生するケースが多発しています。

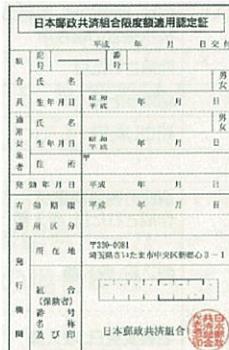
勤務先には、組合員から組合員証を預り返却する義務はありません。

必ず共済センター(被扶養者・任継担当)へ直接返却してください。



## 【参考】組合員証の種類

- 1 カード:本人分、被扶養者分
- 2 紙(申請により交付を受けている組合員証)
  - 限度額適用認定証
  - 特定疾病療養受療証
  - 一部負担金等免除証明書



切り取った右端片は  
処分してください。

《被扶養者・任継担当》

# 9月に標準報酬の定時決定が行われます

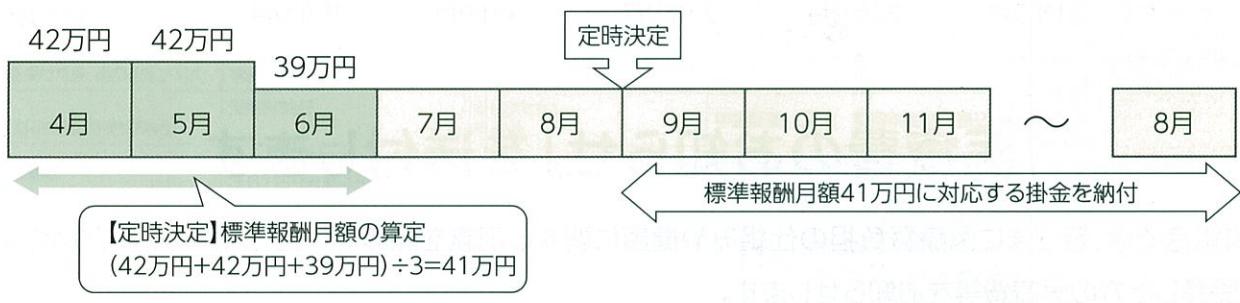
共済掛金や給付金の算定の基礎となる標準報酬は、毎年7月1日現在組合員である方について、4月、5月及び6月に受けた給与の平均額を報酬月額として標準報酬等級表にあてはめて決定されます。これを「定時決定」といいます。

## 注意

- 1 次の人はその年の定時決定は行われません。
  - 6月1日以降に共済組合員の資格を取得した方
  - 7月、8月又は9月のいずれかの月から随時改定が行われた方
- 2 4月に支給される6か月分の通勤手当は、当該支給額を支給月数で除して1か月分にした上で4月、5月及び6月の給与に加えて計算されます。
- 3 定時決定の算出には基本給、諸手当等のすべてが含まれます。  
なお、支給回数が年3回以下の手当は、定時決定の算定には含まれません。

## 適用期間

定時決定により決定された標準報酬は、原則、9月1日から翌年の8月31日まで適用されます。  
ご自身の標準報酬は、給与支給明細書に記載の適用年月及び標準報酬月額を確認してください。



《標準報酬担当》

## 医療機関の窓口での自己負担額が変更になる場合があります！

限度額適用認定証又は特定疾病療養受療証をお待ちの方で、9月1日から標準報酬月額が定時決定により変更となる方は、医療機関の窓口での自己負担額が変更になる場合があります。

適用区分又は自己負担額が変更になる方(※)には、9月上旬に新しい証書を送付しますので、受領後、現在お持ちの証書を共済センター被扶養者・任継担当へ返却してください。

平成24年8月までの標準報酬月額	平成24年9月からの標準報酬月額	限度額適用認定証の適用区分の変更	特定疾病療養受療証の自己負担額の変更(※)
53万円以上	53万円未満	A ⇒ B	2万円 ⇒ 1万円
53万円未満	53万円以上	B ⇒ A	1万円 ⇒ 2万円

(※) 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」で70歳未満の組合員又は被扶養者の方となります。

参考 適用区分A………窓口自己負担額150,000円

医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算

適用区分B………窓口自己負担額80,100円

医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算

《被扶養者・任継担当》

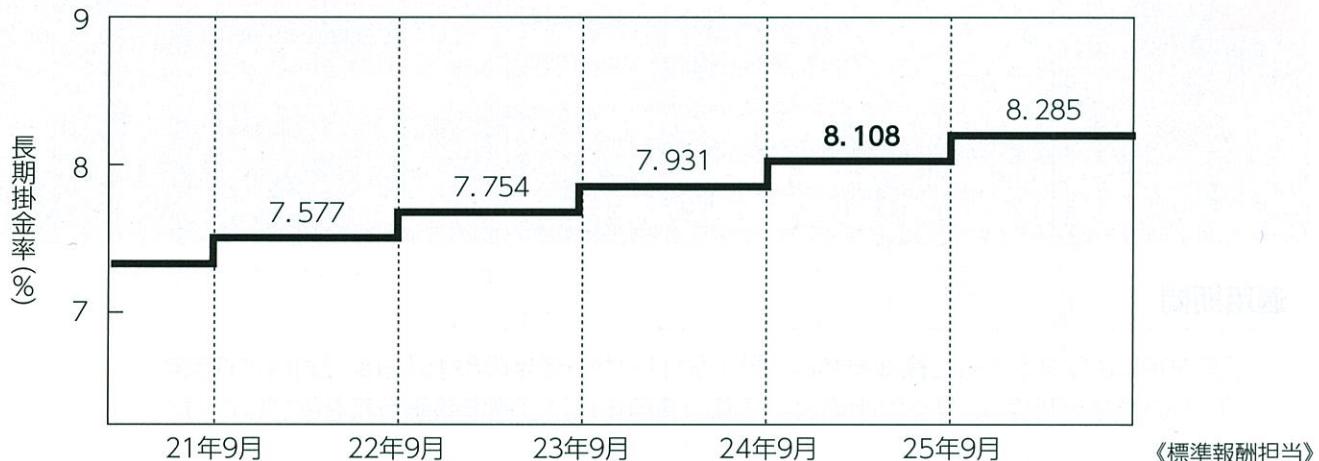
# 平成24年9月から長期掛金率が変わります

	現 行	平成24年9月改定
長期掛金率	7.931%	8.108%

長期掛金率は、平成21年に行われた財政再計算により平成25年まで毎年9月に0.177%ずつ引き上げられることになっています。

平成26年以降については、決定後お知らせします。

## ● 長期掛金率の引上げ



《標準報酬担当》

# 「医療費のお知らせ」を送付します

共済組合では、皆さんに医療費負担の仕組みや健康に関する認識を深めていただくため、平成24年4月～5月に受診した方の医療費等をお知らせします。

平成24年11月上旬以降、対象の組合員及び被扶養者の医療費等を記載した「医療費のお知らせ」を、組合員本人のご住所あてに送付します。

## お知らせする対象及び内容

- |       |   |
|-------|---|
| ①対 象  | 平成24年4月～5月に受診した方。ただし、以下の受診は対象外です。<br>・ 任意継続組合員の方の受診<br>・ 組合員証や被扶養者証を使用しない受診<br>・ 一部の公費助成を受けての受診<br>・ 一部の医療機関での受診  |
| ②内 容  | 受診者名、受診年月、診療区分（入院・外来等の別）、診療日数、総医療費（自己負担分と、共済組合負担分を合算した額）  |
| ③その他の | ・ 対象の期間内に受診した場合でも、医療機関から共済組合への診療報酬の請求時期により、お知らせが送付されないことがあります。<br>・ 「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付資料や領収証としては使用できません。<br>なお、次の①、②については、共済組合ホームページをご覧ください。<br>① 「医療費のお知らせ」が不要の場合等は、平成24年9月30日までに共済センター給付担当までお申し出ください。<br>② 被扶養者の皆さまの医療費等を組合員本人へお知らせする際の個人情報の取扱い |

《給付担当》

# 地方自治体医療費助成を受けている方は届出をお願いします！

地方自治体(都道府県・市区町村)の医療費助成を受けている方は、**様式「地方自治体助成対象者届出書」**を**共済センター給付担当に提出していただく必要があります。**未提出の方は、**至急提出してください。**

提出しないと、「共済組合の高額療養費・附加給付」と「地方自治体からの医療費助成」が二重に給付されることになり、重複した分は共済組合又は地方自治体に返納していただくことになります。(※共済組合へ返納する場合、払込手数料は組合員負担となります。)

18歳以下の自治体も増えてきています。過去に届出を提出した方でも、助成期間が延長された場合は、変更の届出を提出してください。

～主な地方自治体の助成制度～  
(自治体ごとに異なります)

- 子ども医療費助成制度(15歳以下はほとんどの自治体が実施)
- 障がい者医療費助成制度(障害者手帳等お持ちの方)
- ひとり親家庭医療費助成制度

## 《高額療養費・附加給付の送金を停止している場合があります》

高額療養費・附加給付は、該当の組合員から請求書を提出していただくことなく、診療月の最短4か月後に組合員のゆうちょ銀行口座に送金していますが、地方自治体の医療費助成を受けていると思われる場合等は二重給付を防止するため、共済組合の判断で支給を停止します。

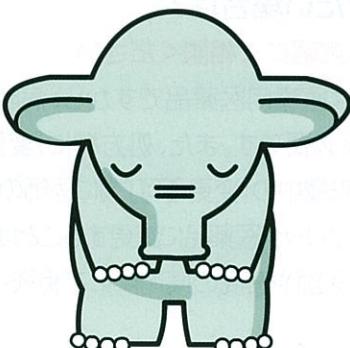
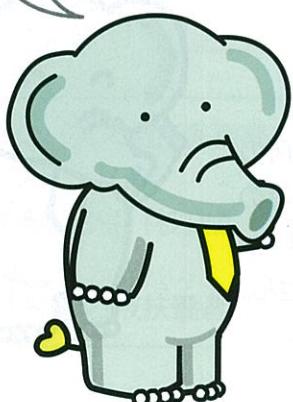
「ひとつの医療機関で1か月の自己負担が25,000円を超えている<sup>(※1)</sup>」が、高額療養費等が送金されていない方は、請求書を提出していただく場合がありますので、共済組合コールセンターに照会してください。<sup>(※2)</sup>

(※1) ひとつの医療機関につき1か月に21,000円以上の自己負担が世帯で複数生じた場合は、それらを合算したものが、高額療養費等の算定対象になります。

(※2) 給付事由が生じた日から2年間請求しないと、時効により給付を受ける権利が消滅しますので、注意してください。

今月から、私の被扶養者に、障がい者手帳が交付されました。医療機関で提示すると、窓口での自己負担が大幅に減免されるのですが…

共済組合が高額療養費等の算定に使用する診療報酬明細書(レセプト)では、障がい者手帳の有無・窓口での自己負担の有無が確認できません。給付金の自動送金を停止するため、届出を提出してください。



《給付担当》

# ジェネリック医薬品の利用をお願いします ～お薬代が節約できます～

## ◇ 「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を送付しました。

平成24年8月末に、「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を、対象となる組合員及び被扶養者あてに送付しました。

送付対象者は、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬剤費の自己負担額の軽減額が大きい20歳以上の組合員及び被扶養者です。

今後も、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬剤費の自己負担額の軽減額が大きい組合員及び被扶養者あてに「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」の送付を実施していきます。

お手元に「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」が届かなかった方も、病院に通院した際には、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることができれば、自己負担額を軽減できる可能性がありますので、医師や薬剤師にご相談ください。

## ◇ そもそも「ジェネリック医薬品」って何?

### ◆ 厚生労働省によって効き目や安全性が先発医薬品と同等と認められた後発医薬品のことです。

先発医薬品は20~25年間の特許権の存続期間中は開発メーカーが独占販売することができますが、ジェネリック医薬品は先発医薬品の特許が切れた後に販売される、『先発医薬品と同じ有効成分、効果及び安全性が確認された』低価格なお薬です。

## ◇ どのくらい安いの?

### ◆ 3割以上、中には5割以上安くなる薬もあります。

先発医薬品は開発に費用が多くかかりますが、開発期間が短くて済むジェネリック医薬品は当然価格も安いのです。

ただし、ジェネリック医薬品の中には、希に先発医薬品の価格と比べ価格の差が小さいものもあります。

ジェネリック医薬品には、薬局等での調剤料に後発医薬品調剤加算等が付加されるため、上記の場合、節約にならないときもありますので、薬局等にお尋ねください。

## ◇ 種類はあるの?

### ◆ さまざまな分野、症状に対応しています。

高血圧や高脂血症のお薬、糖尿病のお薬などさまざまな分野、症状に対応しています。

また、カプセル、錠剤、点眼剤などその形態もさまざまです。

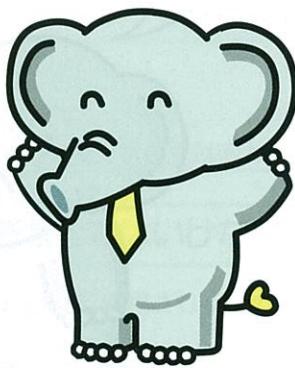
## ◇ もっと詳しく知りたい場合は?

### ◆ 医師・薬剤師にお気軽にご相談ください。

ジェネリック医薬品は医療用医薬品ですから、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。また、処方欄に「変更不可」等の記載がある若しくは備考欄中の「変更不可」欄に医師の記名・押印がされている場合は、ジェネリック医薬品に変更することはできません。詳しくは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に  
切り替えたら、  
毎月の薬代が安くなった!  
家計が助かるね。

共済組合  
ホームページでも  
紹介しているぞう。



《給付担当》

# メタボ健診が **無料** で受けられます！

## メタボ健診(特定健康診査)

6月初旬に、メタボ健診の受診に必要な「特定健康診査受診券」(以下「受診券」といいます。)を被扶養者の方や任意継続組合員の対象者の方全員に発送しました。メタボ健診は自覚症状がなく進行する生活習慣病を見つけるチャンスです。

メタボ健診は、組合員証又は被扶養者証とお送りした受診券を健診機関へ提示することで無料で健診が受けられますので、ぜひこの機会に受診しましょう。

なお、未受診の方には、お電話にて受診のご案内をさせていただく場合があります。

※ 対象者は平成24年度に満40歳から満74歳に達する方で、かつ平成24年4月1日現在資格のある組合員の被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者の方です。

なお、資格喪失後はご利用できませんので、ご注意ください。

## 受診方法

- 1 同封の「特定健康診査等実施機関一覧」か共済組合HPで近隣の健診機関を探す。
- 2 希望の健診機関に連絡し、受診の予約をする。
- 3 組合員証又は被扶養者証と受診券を持って健診機関に行く。



## 特定保健指導

メタボ健診の結果、特定保健指導の対象となった方には、後日、共済センターから特定保健指導のご案内と特定保健指導利用券を送付します。

なお、お電話にて利用のご案内をさせていただく場合があります。

特定保健指導では、日常生活の中での運動や食事改善についてのアドバイスや、その後のフォローが受けられ、始めてから終了するまで6か月かかります。利用開始日に利用料の3割は自己負担となりますが、途中で脱落や資格喪失等することなく終了した方にはその自己負担分をお返しします。

医師、保健師等の専門家から支援が受けられる特定保健指導を、積極的に利用してください！

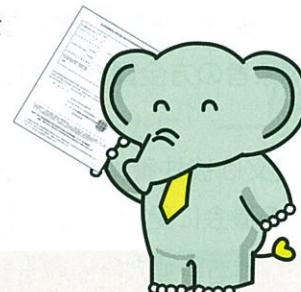
※詳しくは共済組合ホームページの「特定健康診査」・「特定保健指導」—「特定健診等受診までの手順」をご覧ください。

《助成担当》

# 住宅貸付金の年末残高等証明書をお届けします

年末調整・確定申告用の年末残高等証明書を、9月下旬から10月上旬にご住所あて送付します。年末調整等の手続に必要になりますので大切に保管してください。

- 住宅借入金等特別控除の申告は、初回のみ確定申告を行い、2年目からは年末調整の手続ができます。
- 詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。



年末残高等証明書

## 住宅貸付金の年末残高等証明書の発行対象者など

<b>1 発行対象者</b>	①及び②のいずれにも該当する方 ① 平成10年1月～平成24年8月の間に住宅貸付を受けた ② 弁済回数が120回(10年)以上の住宅貸付 ※ 発行対象条件には該当しないが、税務署で住宅ローン控除の対象であると確認されている場合は、年末残高等証明書発行申請書により共済センター貸付担当まで申し込んでください。
<b>2 再発行</b>	<b>原則として再発行はできません。</b> やむを得ず再発行を希望する場合は、年末残高等証明書発行申請書を共済センター貸付担当に送付してください。 ※ 発行申請書が共済センターへ到着後、発送までに1週間程度かかります。 ※ 80円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封してください。
<b>3 年明けに発行となる方</b>	以下に該当する方には、平成25年1月下旬から2月上旬に発送します。 ・ 平成24年9月以降に臨時弁済をして年末残高が変わった方 ・ 平成24年9月～平成24年12月の間に新規に一般住宅貸付を受けた方

《貸付担当》

## 日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など

### 1 電話によるお問い合わせは

**日本郵政共済組合コールセンター 電話番号:0120-97-8484**

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間／午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

### 2 最新情報や各種手続の確認・請求書等様式の入手は

**日本郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>**

掲載情報は随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出を行う前にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への様式類の送付など、各種お申出は、コールセンターで受け付けます。

**日本郵政共済組合モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>**

自宅にパソコンがないなど、ホームページをご覧になれない時でも、イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※ QRコード対応のカメラ付き携帯電話を利用して、読み取りができます。



### 3 各種申請・請求書等様式のあて先は

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※ 各種申請・届出及び請求の処理を迅速に行うため、必ず担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済」を参照してください)

※ 郵送料は差出人負担となります。